

弁護団からのコメント

東京地方裁判所民事 36 部は、2024 年 10 月 24 日、社会福祉法人グローの元理事長北岡賢剛氏と社会福祉法人グローに対し、合計 660 万円を原告 2 名に損害賠償することを認める判決を言い渡しました。この裁判を支えていただいた多くの方に感謝を申し上げます。

本訴訟は 2020 年 11 月の提訴から判決まで約 4 年間費やしましたが、判決では被告北岡氏の行った約 130 の行為がセクハラ・性暴力と認定され、被告北岡の嘘の言い分もことごとく退けました。裁判の中では 30 人の証人が陳述書を提出し、原告らの陳述書も具体的で、実際に被害を経験した者の証言と認定されました。

また、消滅時効について判決は、原告 2 人に対する被告北岡賢剛氏のセクハラ、パワハラ、性暴力について、長期間（約 7 年間－原告木村、約 1 年間－原告鈴木）にわたる数多くの不法行為を、被告北岡の性的欲求を実現させる継続して行われたものとして、全体として 1 つの継続的不法行為と認めました。その結果、原告木村さんについては、2012 年から最後の 2019 年の不法行為を一つの行為と見て、2019 年の最後の不法行為から 3 年経っていないとして損害賠償請求を認めました。これにより不法行為の消滅時効 3 年の壁を突破することができました。3 年の損害賠償請求の消滅時効があるために、数多くのセクハラ事件において被害者が泣き寝入りしてきたことに対し、大いに力になる判決です。

しかし、長年にわたるセクハラ・性暴力により人格的利益を侵害した被害という割には慰謝料額が低すぎる、原告鈴木に対しては消滅時効を認める、などの課題のある判決でもありました。今後のことは判決内容を精査して決めていく予定です。